

平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動実施要綱

茨城労働局

1 趣旨

茨城県内における平成27年の休業4日以上死傷者数（10月末現在）は、全産業で2,150人、対前年同月比で2人（-0.1%）減少と横ばいとなっており、主な業種で見ると製造業、建設業、運輸交通業で減少しているものの、畜産水産業、商業、社会福祉施設において増加している。また、死亡者数は27人で対前年同月比7人（-20.6%）減少しているものの、9月及び10月の2か月で10人死亡している状況にある。

当局においては、各労働災害防止関係団体等に対して、8月に「平成27年下半期の安全衛生対策の推進について」（取組依頼）、9月に「鬼怒川の堤防決壊に伴う災害復旧工事等に係る労働災害防止対策の徹底について」（緊急要請）により、労働災害防止の取組をより一層強化するよう要請したところであるが、要請後においても災害の大幅な減少には至っていない状況にあるとともに、年末・年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、また、大掃除や機械設備の保守点検・始動等非定常作業が多く、普段にも増して災害防止のための特別な配慮が必要となる。

こうした状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、各事業場における労働災害防止活動の取組を強化促進することを目的として、「平成27年度年末・年始労働災害防止強化運動」を展開することとする。

2 実施期間 平成27年12月1日 ～ 平成28年1月31日

3 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

ア 建設業

- (ア) 関東・東北豪雨における災害復旧工事現場の局署合同パトロールを実施する。
- (イ) 北関東一斉監督（平成27年12月1日～12月14日）を県内各労働基準監督署において集中的に建設現場に対する監督指導を実施する。
- (ウ) リーフレット（建設業版）により周知啓発を行う。

イ 製造業

- (ア) リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。

ウ 第三次産業（商業、社会福祉施設等）

（ア）リーフレット（各業種共通）により周知啓発を行う。

エ 年末・年始労働災害防止強化運動の取組要請

（ア）本運動の取組を推進するため、労働災害防止団体及び事業者団体等に対して協力を要請する。

（イ）各種会議、集団指導等のあらゆる機会をとらえ、本運動の実施趣旨及び具体的実施事項について、リーフレットを配布し周知徹底を図る。

（2）関係団体に要請する事項

ア 傘下の事業場に対して本運動の取組の周知徹底を図る。

イ 自主的な安全パトロール等を実施する。

（3）事業場の実施事項

ア 経営トップによる年末・年始における「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。

イ 経営トップ等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。

ウ 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の導入により、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。

エ KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と職場の4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底する。

オ 職場で必要な各種免許、各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。

カ 選任された作業主任者等に対して、職務遂行を徹底させる。

キ 非定常作業の洗い出しと、非定常作業における作業マニュアルの見直しを行う。

ク 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検を実施し、危険を周知する「見える化」を図り、はさまれ・巻き込まれ災害等の防止を実施する。

ケ 火気の点検、確認等火気管理の徹底を図る。

コ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく実施事項を推進する。

サ 健康的な生活習慣（睡眠や飲酒）等、生活のリズムに関する健康指導を実施する。（ストレスチェック、メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進）

シ 転倒防止対策、腰痛予防対策及び受動喫煙防止対策を推進する。

ス 安全衛生旗の掲揚及び年末・年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示をする。

セ その他、労働安全衛生意識高揚のための活動を実施する。